

副業・兼業人材活用助成金

Q & A 集

令和8年4月1日

【この補助金について】	
Q 1	どのような場合に補助金の対象となりますか。
A 1	県が運営する、副業・兼業マッチングサイト（ダブルワークみやぎ）を経由して、県外からの副業・兼業人材を活用する場合に、必要な「交通費」「宿泊費」の一部を補助するものです。補助対象は、令和8年度中に支払いを完了した当該経費となります。
Q 2	すでに副業・兼業人材を活用しているが、過去に補助事業者が負担した交通費・宿泊費も補助金の対象になりますか。
A 2	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に、当該人材との雇用・業務委託契約が存続しており、その業務遂行がなされている場合は、当該期間に係る交通費・宿泊費は補助金の対象になりますので、「契約終了日から1月後」または令和9年4月5日」のいずれか早い日までに申請書を提出してください。 なお、補助対象は、雇用契約又は業務委託契約を締結した日から、1年以内に実施した業務に係る交通費・宿泊費に限ります。
Q 3	県が運営する、副業・兼業マッチングサイト（ダブルワークみやぎ）とはどのようなサイトですか。
A 3	県内企業が無料で副業・兼業人材の求人掲載を行うことができるサイトで、運営事務局のサポートを受けながら、全国の副業・兼業人材とマッチングを図ることができます。 ●サイトURL https://wwork-miyagi.pref.miyagi.jp
Q 4	県が運営する副業・兼業マッチングサイト（ダブルワークみやぎ）を利用せずに副業・兼業人材を活用しますが、補助金の申請はできますか。
A 4	補助対象外となります。
Q 5	他に国の補助金を併せて申請していますが、両方受給することは可能ですか。
A 5	補助対象経費に対し、国や他の自治体等から補助金・助成金等の交付を受けている場合は、本補助金に申請できません。 なお、本補助金の交付決定後に他の補助金を受給している事実が判明した場合は、その決定を遡って取り消すとともに、すでに本補助金が支給されている場合は、その全額を返還していただきます。
【経費の考え方について】	
Q 6	副業・兼業人材は、補助事業者の事業所等に直接赴いて業務に従事する必要がありますか。
A 6	テレワーク等で業務に従事していただくことは可能ですが、補助対象となるのは、実際に補助事業者の県内の事業所等に赴いて業務に従事する場合のみとなります。
Q 7	交通費で認められる範囲はどこまででしょうか。
A 7	公共交通機関や自動車を利用した合理的な経路及び経済的な利用料金である場合に限りま す。鉄道のグリーン料金、グランクラス料金は補助対象外となります。 自動車は燃料費と有料道路通行料を補助対象とし、職員の旅費に関する条例（昭和32年宮

	<p>城県条例第30号)第19条第2項に基づき算出した額又は実費のいずれか低い額とします。 レンタカー利用料・駐車場代は補助対象外とします。 詳細につきましては、事前に雇用対策課(022-211-2772)へご確認ください。</p>
Q 8	領収書に総額しか記載されていない場合の消費税及び地方消費税を除いた金額はどのように記載すればいいでしょうか。
A 8	総額÷1.1で計算し、1円未満の端数は切り捨てた金額を記載してください。
Q 9	交通費のみの申請、又は宿泊費のみの申請はできますか。
A 9	交通費のみの申請、又は宿泊費のみの申請も受け付けています。
Q 10	副業・兼業人材に対して交通費・宿泊費を支払ったことを証明する書類を紛失してしまったが、補助金の支給対象となりますか。
A 10	支出が確認できないため、理由の如何を問わず当該部分については支給できません。
【交付申請書類について】	
Q 11	交付申請の際に提出する公的証明書類(住民票・商業登記簿・納税証明書)は、取得したものをコピーしたものでよいですか。
A 11	コピーでも構いません。 ただし、提出日現在で、発行されてから3か月以内のものに限ります。
【その他】	
Q 12	事業完了後に必要な手続きはありますか。
A 12	申請書および添付書類一式の写しを、申請日から5年間保管してください。
Q 13	本補助金は、令和9年度以降も実施しますか。
A 13	未定です。現段階では、令和8年度限りとなっています。